⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	ＥＴＣ連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引⑴、平日昼間割引⑵、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引⑴、平成21年度お盆期間特別割引⑶
3	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引⑵
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成21年第８号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成21年７月31日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

2⑶ラを同ヰに、ナを同ウに改める。

2⑶ネを次のとおり改め、同ムとする。

ム　割引相互間の適用関係

⑴　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

⑵　平日夜間割引⑴⑵、平日深夜割引⑴⑵、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引⑴⑵、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引⑴⑵⑶、大口･多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引⑴⑵、平日深夜割引⑴⑵、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引⑴⑵又は平成21年度お盆期間特別割引⑴⑶
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引⑵
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

⑶　一の通行が、平日夜間割引⑴⑵、平日深夜割引⑴⑵、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引⑴⑶のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑷　平日夜間割引⑴⑵、平日深夜割引⑴⑵、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引⑶の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引⑵が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

2⑶ツ中⑴及び⑶を次のとおり改める。

⑴　割引をする自動車

休日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

⑶　実施期間

平成21年７月４日から平成23年３月31日までとする。

2⑶ツの次に次のとおり加える。

ネ　平成21年度お盆期間特別割引⑴

⑴　割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

⑵　割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、１回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

⑶　実施期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日とする。

ナ　平成21年度お盆期間特別割引⑵

⑴　割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同